

	使用料	納付書・請求書
	システム	
利用簿	月	日 記載・確認

十日町情報館利用申込書

利用期日		複数回利用	年 月 日()・ 日()・ 日()・ 日()
		継続利用	年 月 日()～ 月 日()
利用時間		午前 時 分～午前 時 分(うち本番 時 分～ 時 分)	
集会の名称 (集会の目的)		参集予定人数	人
		入場料徴収	有(円)・無
区分		施設・設備名 (該当個所に○印記入)	使用料(販売割増分100%)
			午前 午後 夜間 販売割増分
施設	情報館	視聴覚ホール	13,000円 15,000円 17,000円
		※同上ステージのみ利用	8,000 10,000 12,000
		第1集会室	2,300 3,000 4,400
		第2集会室	1,700 2,300 3,000
		第3集会室	1,700 2,300 3,000
		コンピュータ研修室	2,500 3,300 4,800
		視聴覚研修室	2,500 3,300 4,800
		多目的コーナー	2,500 3,300 4,800
		※同上ギャラリーとして利用	800 1,000 1,000
		ボランティア室	
施設	ライブラリー	編集室	
		視聴覚スタジオ	
設備 (ライブラリー設備 無料)	視聴覚 ホール	16ミリ映写機	1,300 1,300 1,300
		ビデオプロジェクター	2,500 2,500 2,500
		グランドピアノ	3,000 3,000 3,000
	ホール 以外	コンピュータ研修室機器	2,500 2,500 2,500
		視聴覚研修室機器	2,500 2,500 2,500
		16ミリ映写機	1,300 1,300 1,300
		ビデオプロジェクター	1,300 1,300 1,300
使用料合計(A)		円=	+ + +
使用料の減免 (裏面参照)	・ホール	%減免【規則第10条第1項第 号該当】、減免額(B)	円
	・ホール以外	%減免【規則第10条第2項第 号該当】、減免額(C)	円
減免後使用料合計【(A)-(B)-(C)】		円	徴収簿No. _____
備考		(情報館と事前に打ち合わせおきたいことを記入してください。)	

十日町情報館条例及び同施行規則に基づき申し込みます。

年 月 日

団 体 名 _____ 代表者氏名 _____

代表者住所 _____ (電話 _____)

当日責任者氏名 _____ (電話 _____)

十日町情報館利用許可書

十日町情報館条例及び同施行規則に基づき許可します。

館 長	課 長	庶務係長	取扱者

十日町市教育委員会

※ 許可年月日 年 月 日

(十日町情報館条例施行規則第10条関係)

使用料の減免について

規則第10条第1項 「視聴覚ホール」を利用する場合の施設使用料

第1号 十日町市、津南町（以下「広域市町」という。）並びに広域市町が組織団体となっている一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）が利用するとき。（100%免除）

第2号 広域市町内の官公署及び広域市町立以外の学校が利用するとき。（50%減額）

第3号 広域市町内の社会教育関係団体及び社会福祉団体が利用するとき。（50%減額）

第4号 広域市町内の産業及び労働等の団体が利用するとき。（30%減額）

規則第10条第2項 「集会室」「研修室」「多目的コーナー」を利用する場合の施設使用料

第1号 広域市町並びに一部事務組合が利用するとき。（100%免除）

第2号 広域市町内の社会教育関係団体、社会福祉団体及び地域団体が利用するとき。
(100%免除)

第3号 広域市町内の青少年及び成人の団体が社会教育活動のために利用するとき。
(100%免除)

第4号 第2号 広域市町内の官公署及び広域市町立以外の学校が利用するとき。
(50%減額)

第5号 広域市町内の産業及び労働等の団体が利用するとき。（50%減額）

規則第10条第3項 「集会室」「研修室」「多目的コーナー」の利用とあわせて設備を利用する場合の設備使用料

広域市町内並びに一部事務組合が利用するときのみ、100%免除する。